

Education Workers and Amalgamated Union Osaka

Vol.15 2009・6

NATURAL VOICE

エール学園支部

新しい時代を
つくろう2

講師、職員のみなさん

2009年度の講師契約交渉はまだ完了していません。

3月より、講師給の減額支給について、エール学園と労働組合とで団体交渉を重ねてきましたが、依然十分な経営説明がなされていません。その上、残念ながら学園側はこの件につき、組合との交渉を打ち切りとしました。これでは組合の存在する意味がありません。そのため、大阪府労働委員会に救済を申し立てました。ここは労働組合法や労基法などの観点に立って、経営者の行為が法律に違反していないか判断し、違反をみとめれば是正の命令を下す機関です。

経営者には適切な経営判断が求められるとともに、被雇用者に対する法律を守る義務もあります。「でも、それでは経営できない」「この業界ではしかたがない」「いまは無理だろう」ではいつまでも何も変わらないでしょう。専門学校や日本語教育機関の今後の発展の成否もそこにあるのだといえます。

組合はこの問題に真剣に取り組むつもりです。みなさんの声を聞かせてください。
講師が就任承諾書の内容に同意せず、サインしていなければ 今回のような減額支給の実施は問題となります、いつでもご質問、ご相談をうけています。

EWA 大阪教育合同労組 本部 06・4793・0633 (FAX 064 <http://www.ewaosaka.org>)
大阪府中央区北浜東1-17 日本ワードデータビル8F E-mail: info@ewaosaka.org

し っ く

(食口)

よもぎ

韓国語に^{し っ く}(食口)ということばがあります。家族を指すことばですが、同時に「親しい仲間内、身内」といった意味合いで会社の経営者が社員を指して使われることもあります。もはや日本ではこうした擬似家族的な経営の発想は過去のものなのかもしれません。

5月15日、5月分の給与明細が配布されました。支給金額は昨年度契約の金額の4%減額となっていました。2月末の「**学校の経営状況の悪化、世界的な経済状況の悪化、円高による学生募集の困難など**」を理由とする講師の給与4%カットの説明が事実上実施されたわけです。

この間、組合は4%引き下げの根拠の提示を求めて団体交渉を行ってきました。けれども、学校から提示された資料は2009年度単年の仮決算のみで、「学園を信頼してほしい」と繰り返し、交渉は一方的に打ち切られました。団体交渉で合意に達していないにもかかわらず、一方的に削減された金額を振り込んでくることは法的にも許されないことです。

.....

皆さんはどのような思いでこの給与明細を受け取られたでしょうか。

「納得」ですか？

「しかたない」ですか？

私は

「なぜ残業手当なし、保険なし、賞与なし、退職金なしと、ないないづくしの非常勤の給与から削減しなければならないのか」

「前期はクラス数の減少から持ち時間を減らされている講師も多く、授業で疲れた体で夜のプライベートレッスンやアルバイトに出向く若い講師の方々の現実を学校はどのように見ているのか・・・」 という思いを払拭することができません。

日本語教育学科の講師給4%を削減することによって節減できる金額は年間300万円に満たないはずですが。エール学園の中で講師は^{し っ く}(食口)でしょうか？

賃下げに関してのみ、都合よく^{し っ く}(食口)として扱われているのではありませんか。

学生たちによりよい授業を提供していくためにも、わたしたちの組合は今後も続けて学校による詳しい資料の提示と説明を求めていきます。

講師のみなさん、職員のみなさん、一緒に声を上げていきませんか？

第1回団体交渉 09年3月19日(水) 18:00 - 19:00 理事1名 本部&組合員8名

- 交渉内容
- 1 時間単価4%カットを撤回するよう要求する。講師に分担責任はあるのか。
 - 2 経営状況についての明確な説明・データ資料を求める。
 - 3 講師以外の経営責任者・管理職・職員の削減状況はどうか。

第2回団体交渉 4月9日(木) 17:30 - 19:00 理事・他3名 本部&組合員8名

- 交渉内容
- 1 学園提出資料では不十分、財務状況のわかる資料の提出を求める。
 - 2 非常勤講師の減給がどの程度経営改善に寄与するのか。なぜこの数値か。
 - 3 経営を圧迫している雑損失は単年度で解消するのか。

第3回団体交渉 5月11日(月) 17:00 - 18:00 理事・他2名 本部&組合員9名

- 学園回答
- 1 学園からは前回以上の資料の提出はしない。この件についての団体交渉はこれ以上しないとの言により交渉打ち切りとなる。

以上のような経過から、労働協約違反・不当労働行為として労働委員会に提訴することとなりました。

大阪府労働委員会 第1回審問

6月17日(水) 午後3時半より

変わる法律・変える法律 出入国管理法 現在国会審議中

日本に滞在する外国人の在留管理制度を全面的に見直すとして「出入国管理法」などの改正案が政府自民党より国会に提出され、現在審議が行われています。この法律改正のねらいは外国人登録制度を廃止し、「在留カード」により国で管理を一元化することにあります。現在の外国人登録はその人が適法に滞在しているかどうかは問いません。また法務局は出入国情報を管理しているものの、転居を届け出る義務はないため、滞在中の状況を把握しにくい状態にあります。このため、自治体と専用回線を結んで住所などの情報も法務局が継続的に管理する制度にするのが目的となっています。この法案では住所変更などは14日以内に届けねばならず、もしカードを携帯していないと罰せられます。また在留資格を容易に失うこととなります。これは差別の拡大・人権軽視など、大きな問題をはらんでいます。民主党はこの法案について、当初以下の修正案を提案しましたが、今月に入り、自民党・公明党・民主党の3党で話し合い、2は変更合意、他は妥協したようです。この法案が通過すれば、私たちのような留学生の所属する教育機関も、その指導や届け出義務が強化されるでしょう。

1. 中長期在留外国人の「在留カード」常時携帯義務と罰則規定を削除する
2. 「特別永住者証明書」は常時携帯義務と過料(行政罰)規定を削除する 与党と合意
3. 「在留カード」の番号をICチップのみとし、カード自体の記載からは除外する
4. 所属機関(雇用先、学校、研修先)の届出義務規定を削除する
5. 在留管理情報の目的外利用及び提供を制限する規定を置く
6. 在留資格取消制度と罰則規定を削除する
7. 特別永住者のみなし再入国許可について、有効な旅券を所持していることを除外する
8. 団体監理型技能実習における団体の責任を明確にする

「海を渡った日本語」 川村 湊

青土社

日本語教師という仕事はただ「ことば」を扱うだけの仕事ではないことは、だれしもわかっているが、この時代の中で何を果たしているのか、何を担っているのかは、実は案外とらえにくい。しかし、教師自身はそれに無自覚ではいけないだろう。

4月の初めにNHKで放送されたプレミアム8をごらんになったでしょうか。台湾統治を扱ったものです。台湾統治は50年にもおよび、日本が行った植民の先駆けでもあったため、時の政府も力を入れ、日本の余裕を見せるため、かなり緩やかで、成功した例として捉えられている向きもあったように思います。

しかし番組では現地の状況を全て無視して、日本化、皇民化を厳しく推し進めていく様子が、現地の人々の証言を交えて語られていました。

私もこんなに厳しかったのか、と改めて思ったものです。数日後には新聞の週刊誌広告に「NHK台湾歪曲番組への質問状」という見出しが躍っていました。そんな折読んだのがこの本でした。

項目としては南洋群島、台湾、シンガポール、南方、朝鮮、満州、北海道・樺太が取り上げられています。共通していることは日本語教育が日本化、皇民化のための有効な手段として使われていたことです。アメとムチ、また現地のことばに「国語」ということばを覆い被せることなどによって、日本語以外の言語を抹殺し、支配を強めていった様子が述べられています。当時の国語学者、文学者、教師が推し進める役の一端を担っていたわけです。そのような中で「国語」・「日本語」教育とは何かという問題が生まれてきたことがわかります。

「日本語」を教える私たちにとって、「精密化された教授技術、教育方法論」だけに振り回されることなく、「日本語を教える」とはどういうことを考えていかなければならないでしょう。



しょうが